

# 国家戦略としての 中国の留学政策

大塚 豊

中国は人材確保の重要な方途として、中華人民共和国の建国以来、多くの留学生を海外に送り出してきた。とりわけ、文化大革命が終結した後、改革開放政策の下、諸外国との教育・学術・文化交流が積極的に推進される中で、一九七八年から二〇〇八年末までの三〇年間に一三九万一五〇〇人が海外留学に赴いた。一九七八年から二〇〇二年末までの約四半世紀の間に出国した留学生は五八万三〇〇〇人であったから、それ以後の七年間に限れば八十一万人近く、平均すれば毎年十万人以上が新たに海外留学に赴いたことになる。近年の急増ぶりには目を見張るものがある（図1、図2参照）。ちなみに、建国直後の一九五〇年から七七年までの二八年間に外国へ留学した者の総数は一万一九一五人であり、文革後のほぼ同じ年数の間に、その百倍

ものが海外留学したことになる。小論では、近三〇年に絞り、留学生の送り出しを中心とする留学政策の変遷を経糸に、その時々的高等教育の発展状況を緯糸に見立て、それらが織りなす綾を浮き彫りにしてみたい。

## 一 大量派遣方針の確定と派遣対象者の変化

一九七八年六月二三日、鄧小平は清華大学指導者からの報告を聴取していた際、重要な内容に言及した。曰く「私は留学生の数を増やすことに賛成であり、主に自然科学を行うことにして、何千何万と派遣しなければならない。一〇人、八人を派遣するのではない。……計画を立てて、今

年は少なくともまず三千人派遣しよう」。これがその後の留学生大量派遣政策を方向づける直接の契機となった重要な講話と言われるものであった。

鄧小平講話から一か月余り後の八月四日、教育部は「出国留學生の増員・選抜に関する通知」を出した。それによれば、対象は主として理工系（農学、医学を含む）各専攻の者であり、同年の大学入試受験生と大学一年次生ならびに同年入学の大学院生から選抜される他、研修生（原語は「進修生」として大学や研究機関などの教員、研究者、技術者の中から選抜される者であった。所定の条件に照らして各関係機関によって選抜された第一次審査合格者のうち、全国統一の外国語試験を受験した者は一万三三三八人、最終的な合格者は三三四人であり、その内訳は研修人員および訪問学者二四五六人（七三・四％）、大学院生三六七人（一一・〇％）、学士課程学生五二五人（一五・七％）であった。文革中の長い中断を経て全国統一大学入試が復活したのは前年末であり、この時期の外国留学への主な派遣対象は、すでに各領域で一定の業績を上げている年配者であり、彼らを再訓練ないし研修目的で派遣するか、さもなければ全く「白紙」状態の者に高等教育の基礎を与える仕事を海外に委ねるかであった。高等教育の立ち後れを如実に示している。

翌一九七九年一月二〇日～二九日に北京で開かれた留

学に関する会議では、「高等教育の教員の養成を主とし、自然科学を主とし、技術科学を主とする原則を堅持するとともに、他の面の需要も併せて考慮すること。研修人員と大学院生の派遣を主とする」方針が明示された。次いで一九八〇年一月二八日～一月八日に開かれた会議では、派遣対象に関して微妙な変化が見られ、管理科学や社会科学の定員も適当に増加すること、自然科学では技術科学を主とし、工学技術や管理分野で多く派遣すること、次第に大学院生が主となるようにし、今後数年間は大学教員の養成を主とする（派遣総数の六〇％を下回らないこと）こととされた。一九八〇年当時、全国で入学許可された大学院修士課程の学生数は三六三三人に留まり、博士課程への最初の入学者四〇三人が受け入れられたのは翌八一年であった。国内の大学院教育の不備を海外留学によって補う必要があったのである。

留学派遣対象者については、その後の国内の高等教育の充実状況が勘案されつつ、重点が変化していった。一九八六年五月四日、中国共産党中央と國務院は「出国留学人員工作の若干の問題を改善し、強化することに関する通知」を出し、当面改善すべき問題点として次の諸点を挙げた。すなわち、(1)派遣計画と国の建設ニーズとの齟齬、(2)学ぶことと用いることの乖離、(3)留学生に対する思想・政治活動の不足、(4)留学生が帰国後に十分に力を発揮できていな

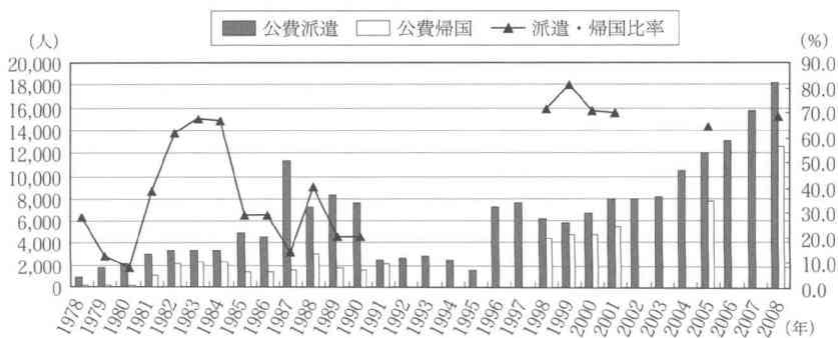


図1 公費留学生の出国・帰国者数

注：出国・帰国比率はある年の帰国者数をその年の出国者数で除したものであり、実際には数年前に出国している者の帰国状況は反映してはいない。

出所：『中国教育年鑑』『中国教育統計年鑑』各年版の当該記述・データに基づき筆者作成。

いこと、である。そこで提起された方針が「需要に応じて派遣し、質を保証し、学ぶことと用いることを一致させる」(原語は「按需派遣、保証質量、学用一致」)であった。また、国内の高等教育事業がすでにかなり発展してきたことに鑑み、大学院生の養成については今後国内で行うと記された。留学生の管理行政にも言及され、国家教育委員会が全体的な窓口となり、高等教育機関関係の留学を管理するが、それ以外の公費派遣については国家科学委員会と国家経済委員会が責任を負い、さらに工商、交通、農業、衛生、金融などの企業人員の海外研修については、国家国際人材交流協会が責任を負うものとされた。また注目すべき内容として、公費留学生は出国前に派遣機関との間で双方の権利と義務、責任を明記した「出国留学協議書」を取り交わすことが明示された。

ここで示された方針はほぼそのまま八六年一二月に国家教育委員会が公布した「出国留学人員工作に関する若干の暫定規定」<sup>⑩</sup>でも踏襲された。留学に関する規則や方針については、七八年以降、不定期に開かれた留学に関する全国会議の討議内容が公表され、後述する私費留学問題に限定した規定が出されたことはあったが、この八六年の規定は初めての包括的、全面的な法規であった。かくて、「暫定規定」により送り出しに関する基本が確定したが、留学生派遣政策はこの後も細部ではさまさまに変化しつつ今日に

至っている。

一九八七年一〇月に北京で開かれた留学生派遣に関する座談会の後に「中央による出国留学人員工作に関する方針を真剣に貫徹することに関する通知」が出され、留学生工作では選抜派遣、管理、帰国の三つの部分が不可分であり、それぞれ同じように重視すべきであると述べられた。

また、国内の大学院教育の充実に鑑み、大学院レベルの留学生については、今後は少人数を選びすぐって派遣することとし、むしろ実際の勤務経験のある高級訪問学者の比率を高めていく方針が明らかにされた。開放政策初期には高等教育の立ち後れから、仕方なく年配のすでに研究実績のある者を派遣したのと異なり、この時点では、意図的に高級訪問学者の拡大が打ち出されたのである。ちなみに、一九八七年の時点で入学許可された全国の大学院修士課程の学生は三万三〇八九人、博士課程の学生は三五〇九人であった。

一九八七年一二月には国家教育委員会と司法部が「出国留学協議書の締結に関する通知」を出した。これは八六年の「暫定規定」に盛り込まれた一項を具体化したものであった。同通知には、留学目的を明確にするために、協議書に調印し、それを拒む者については出国を認めないときとされ、代理人、保証人を立てて、その身分や責任を明確にすることも記された。留学生に対する管理強化策である。一

方、八七年八月には国家教育委員会と公安部が共同で「国内外の機関および個人が勝手にわが国で私費留学生の募集・受け入れ活動を行うことを禁じる通知」を出している。そこには中国での留学生募集活動は必ず国家教育委員会の許可を得た後に行うべきであり、それ以外のもは違法と見なされることが明示された。

数年来の帰国率の下落を意識したものであることを窺わせる「留学協議書」導入の影響もあつてか、八八年には派遣数が一時的に落ち込みを見せた。しかし、そうした落ち込みなど、翌八九年六月四日に起こった天安門事件が留学生に与えた衝撃の比ではなかった。リアルタイムで世界中に惨劇が映し出された同事件は、当然のことながら留学政策にも深刻な影響を及ぼした。事件後に中国政府は留学生派遣をはじめとする対外交流政策が変わらないことをいち早く表明した。例えば、七月一三日に教育協力の打合せのために訪中したソ連代表団と会見した李鉄映国家教育委員会主任は、「中国が留学生を派遣して、外国で研修・学習させるのは改革開放政策の重要部分であり、長期にわたって堅持される」と明言した。次いで七月二六日にも国家教育委員会のスポークスマンが開放・交流政策は不変と発表した。その際、八九年度に公的派遣予定の三千人はほぼ出国準備を終えたこと、海外留学中に事件に関するデモなどに加わった者については、責任を追及せず、一時帰国者に対

して新たに導入された「出国証明制度」や「出国登録カード」も数年来の懸案を予定どおり実施したに過ぎないことが説明された。<sup>15)</sup>

しかしながら、その後の数年間、公費派遣者数は明らかに減少する一方、帰国留学生数が公的な統計に掲載されなくなった。一九八九年九月には中国人民大学、清華大学、北京大学などの代表からなるグループが五か国二都市を回り、千人余りの留学生と話し合ったという。事件をめぐって政府がとった措置の正当性を宣伝し、留学生の動揺を鎮めるのがねらいと考えられる。また同年一月にはダライ・ラマのノーベル平和賞受賞にあわせて、ノルウェー、デンマーク、スイス、スウェーデンに代表団が送られ、各国に留学中の者に対して愛国主義教育が施された。さらに、天安門事件後にアメリカ議会が可決した中国からの移民に対して帰国期限を緩和する法案に関して、北京の一〇大学の学長がアメリカの大学長たちに手紙を送り、その誤りを糾した。<sup>16)</sup>

天安門事件の影響がどこまで尾を引いたかを即断するのは難しいが、中国政府は海外留学への事件の影響を早く払拭したい思惑があった。それを象徴的に表すのが一九九二年の「留学を支持し、帰国を奨励し、往来は自由」（原語は「支持留学、鼓励回国、来去自由」という一二文字からなる方針の提示であった。この方針は九二年八月に長春

映画祭に参加した李鉄映主任が同地の大学教員・学生との座談の中で初めて公表したものであった。<sup>17)</sup>

## 二 私費留学生の扱い

ところで、八〇年代以降の留学生の急増は、公費により派遣された留学生によるよりも、私費留学生によって支えられた面が強い。私費留学は改革開放政策が導入された七〇年代末には公認されていなかった。政策の転換は八〇年代に入ってからであった。一九八一年一月一日、國務院は教育部など七省庁の提出した「私費留学に関する暫定規定」を承認した。これは前年から私費留学を申請する者が増大してきたことに鑑み、建国後初めて出された私費留学に関する政策文書であった。同規定は、「国外の親戚友人が出国期間中のすべての費用を負担するという証明書と入学許可証を持つ者」は私費留学を申請しうるとし、私費留学生が中国の海外留学生を構成するものであると述べ、公費留学生と政治面で平等に扱われるべきであるとした。同年九月には、教育部から「在学大学院生の私費留学問題に関する通知」が出され、国内で在学中の大学院生は国内で学業を完成すべきであるとされ、中退して留学することが禁じられた。こうした禁止令にもかかわらず、実際には多くの在学中の学生が「各種のルートを利用して、私費留学

していた<sup>(19)</sup>と言われるが、翌八二年の三月、七月にはさらに私費留学に関する規則が出され、在学生の留学に対してはいつそう厳格な規定が設けられた。一九八二年七月一六日公布の「私費留学規定」では、留学して大学院生になろうとする者は「満三五歳以下」、研修生になろうとする者は「満四五歳以下」という年齢制限が設けられ、大学在籍中の学部生および院生については私費留学を認めず、卒業後に二年間勤務した後、所属機関の認可を得てはじめて私費留学しうることが明記された<sup>(20)</sup>。

私費留学に対する厳しい政策が変わり、規制緩和に向かったのは一九八四年である。あまりに厳しい私費留学政策に対する社会からの反発への対応であるとともに、膨大な進学希望者を抱え、その学習ニーズの圧力に見合うインフラ整備が追いつかないがゆえの妥協策と考えられる。同年一月二十六日に国務院弁公庁が公布した「私費留学に関する暫定規定」は「正当かつ合法的手続きで外貨による資金援助や外国の奨学金を獲得し、入学許可証を取得した者は、学歴、年齢、勤務年数の制限を受けることなく<sup>(21)</sup>均しく私費留学を申請しうると定めたのである。在学生についても禁止令が取り除かれ、私費留學生の所属大学は学籍を一年間だけ保留しうるものとし、卒業年度の者については、国による職場配置を受け入れ、各機関に配属された上で私費留学を申請するものとされた。また、海外で修士、

博士の学位を取得した私費留學生には、帰国旅費を国が支出することまで規定された。

こうした私費留学に関する柔軟な政策はその後も二転三転する。一九九〇年一月二五日には「大学および大学以上の学歴を有する者の私費での出国留学に関する補充規定」が公布された。同規定は、公費による高等教育を受けた者が国への奉仕義務を果たさないうちに海外留学に出かけ、そのまま頭脳流出してしまうことへの対策であった。前年の天安門事件により帰国者が大幅に落ち込んだことが背景にあることは疑い得ない。一九九三年七月一〇日には「私費出国留学の關係問題に関する通知」が出された。この中では、公費によって大学・専科（短期高等教育）学校を卒業した者は国内で一定期間の勤務に就くか、教育に要した経費を弁済した後にはじめて私費留学を申請できると規定された。高等教育が無償で、大半の学生が「人民助学金」と呼ばれる公費援助を受けていた時期には、卒業と同時に国による統一的な職場配置が実施されており、学生はそうした優遇に見合う国への奉仕を求められていたのである。

したがって、専科卒以上の者が卒業後に義務的勤務を終えぬまま私費留学を希望した場合、中国政府は一九九〇年から私費留学の資格審査を行うとともに、在学中に国が彼らのために使った教育費の返還を求めてきた。その額は専科課程が年額一五〇〇元、学士課程二五〇〇元、修士課程

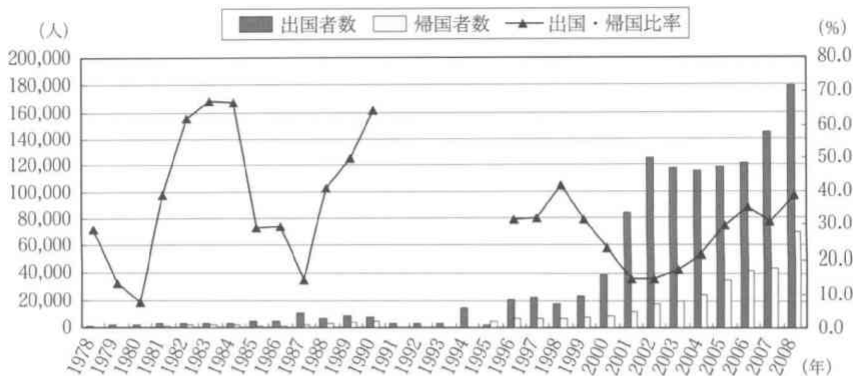


図2 中国人留学生の出国者・帰国者数（私費留学を含む）

出所：図1に同じ。

四〇〇〇元、博士課程六〇〇〇元であった。学士課程卒業生の場合、五年間の義務的勤務期間が設けられていたため、一万元を返還しなければならなかったが、一年間勤務していた場合には二〇〇〇元の返還が免除され、八〇〇〇元支払えばよいといった具合であった。ちなみに、『中国統計摘要』二〇〇一年版によれば、一九九〇年当時の都市および農村住民一人当たりの所得は、それぞれ二五一・二元、六八六・三元であった。この他、一九九四年には「全国私費出国留学管理システム」のソフトウェアが改善され、その結果、同年の私費留学生総数一万二六〇〇人が判明した。一九九四年にはまた私費留学生から徴収する経費の管理を強化するため、全国統一形式の申請表、審査表などが使用されるようになった。

以上見てきたように、私費留学生に対しては、公費留学生に比べて種々の制限が加えられてきたことは確かである。ところが、社会主義市場経済体制への移行が国策として導入された一九九二年以降、高等教育をめぐる環境は一変し、建国以来の種々の慣行の見直しが行われた。高等教育は有償となつて、教員養成、少数民族、体育、航海など青年の間では人気がないものの人材を必要とする一部の分野の在籍者を除いて、ほぼ学生全員から授業料が徴収されるようになった。寮費も有料となり、ニーズベースの「奨学金」はメリットベースで優秀者への報奨である「奨学

金」に変わった。また、卒業後の統一的な職場配置も過去のものととなり、卒業生は自ら就職先を捜さなければならず、当然ながら確実に就職しうる保証もなくなった。

こうした徹底した受益者負担原則の下では、卒業後の義務的就労というのとは不合理になる。かくして、二〇〇二年一月一日からは、高学歴私費留学者の審査手続きが簡素化され、教育費の弁済義務も取り止められた。これに伴い、従来徴収され、私費留学者が弁済してきた教育費も当事者あるいは合法的な代理人に返還されることになった。国内の教育・研究環境の充実により、出国を取り締まる必要のない状況が生じたことが根本にある。教育費の不徴収どころか、二〇〇三年には「優秀私費留学者奨学金」が創られた。これは海外にいる私費留学者の中から優秀な者を選び、国が一人当たり五〇〇〇米ドルの奨学金を与えるものである。二〇〇五年には二四か国の留学先の二〇〇名の優秀な私費留学者が報奨を受けた。私費留学者を国の人材確保スキームに取り込むための措置であった。

### 三 留學生の帰国促進と帰国者の優遇

公費および私費による留學生の送り出し政策の一方、留学や研修を終えた者の帰国を促し、国内での彼らの受け入れ体制をいかに整備するかが留学政策の別の重要な側面であ

ある。上述した天安門事件後の頭脳流出への危惧から、この面での政策の強化がとくに図られたが、留學生の早期帰国のための施策は何もこの時期に始まったものではない。すでに一九八一年二月には「留學生人員の帰国工作を立派に行うことに関する通知」、一九八三年七月には「一九八三年卒業の留學生の職場配置問題に関する報告」が出されたことに見られるように、改革開放政策の導入当初からの関心事であった。一九八六年一月二十四日、国家教育委員会「出国留學生が卒業して帰国した後の職場配置問題に関する通知」を出し、八六年一月一日から留學帰國者の職場配置は国家教育委員会が窓口となつて統一的に行うとした。八七年には国家教育委員会が一二二人の留學帰國者に対して帰國後の対応を行った。また、一九八八年三月には、八二年に日本の大学院博士課程へ留學した一三三人が卒業を迎える時期に当たつていたため、彼らの帰國準備と国内の求人情報を伝えるため、一九八七年一月五日から一二月二日まで国家教育委員会が代表団を日本に派遣した。同年一〇月七日に出された「帰國留學生の職場配置に関する暫定方法」では、(1)私費留學生で国による職場配置を望む者は公費留學生と同等に扱うこと、(2)出国前にすでに職に就いていた者は原則的に元の職場に復歸すること、(3)教育機関が関わっている留學生と私費留學生の受け入れについては国家教育委員会が、それ以外の公的機関からの



派遣者については国家科学委員会が窓口となつて対応すること、などが明らかにされた。

帰国促進に関して、一九八八年一〇月二八日、国家教育委員会の第一三回拡大会議で李鉄英主任は、今後一定の期間の留学政策の重点は帰国留学生の受け入れ対策に置くことと強調した。また、翌八九年四月には中国留学サービスタワーが設置された。同センターの業務は、各種留学生のパスポートやビザ取得の便宜を図り、国内の求人情報を海外の留学生に伝えることである。

留学生の帰国を促し、帰国後の優遇措置の一環として実施された事柄には、この他に、春節に際しての帰国留学生のための懇親会（一九九〇年）や文芸の夕べ（一九九四年）の開催、各国へ留学中の者をアジア競技大会へ招待（一九九〇年）、優秀な成績を収めた帰国留学生三一〇人の表彰（一九九一年）、元旦や国慶節に際して留学生の慰問のためにヨーロッパ、アメリカ、日本へ公演団の派遣（一九九三年）などがある。代表団を各国に送つて早期帰国を促し、国内の状況、求人情報などを伝える努力も続けられた。こうした中で鄧小平は、一九九二年の南方視察の際、「すべての出国した留学生に帰国して欲しい。彼らの過去の政治的態度がどうであれ、みんな戻ってくればいい。戻つた後には適切に配置する。この政策は変わることはない。彼らに言いたいのは、貢献するにはやはり帰国したほ

うがいいということだ」と述べている。一九九二年八月に「在外留学人員の関連問題に関する通知」が國務院弁公庁から出された。そこには、(1)留学生の帰国を歓迎する、(2)パスポートやビザ取得の簡素化、(3)派遣機関と留学生との連係強化といった内容が盛り込まれた。

留学帰国者のための経費面での優遇策も見逃せない。一九九〇年には、国家教育委員会が外国で博士号を取得して帰国した研究者一一三人に対して、数百万円の研究費補助金をはじめ提供した。一九九〇年後半に国家教育委員会は留学帰国者のための科学研究費補助金を設け、一九九二年には一三〇〇人余りに総額四〇〇〇万円の補助を行つた。この帰国直後の研究資金援助を目的とするプログラムはやがて「科学研究始動基金」として制度化された。助成対象は、海外留学一年以上で博士学位を取得しており、年齢が四五歳以下、帰国後に教育・研究機関に勤務している者であり、彼らは帰国後二年以内であれば支援を申請できる。その後の援助状況は、九三年に博士生二二〇人を含む三八一人に総額一〇〇〇万円の資金援助、九四年には合計一四〇〇人に対して、第七、八、九期の資金援助、九五年には、一〇〇九人（八四七人は博士号取得者）に総額三一〇〇万円の援助、九六年には四九八人に総額一七五九万円の援助、九八年には六〇九人に総額二一九四万六〇〇〇円の援助、九九年には四七四人に総額一四六三万円の援

助、二〇〇二年には第二一、二二期の一・二五五人に総額約四〇〇〇万円の援助、二〇〇三年には第二三、二四期の一〇四五人に資金援助、二〇〇四年には第二五、二六期の一四二五人に資金援助、二〇〇五年には第二七、二八期の一二二六人に資金援助、などである。

さらに、一九九六年には、海外にいる留学生が一時帰国して国内の各種事業に参加し貢献するための資金援助を行う「春暉計画」、つまり「春の日差し」プログラムが設けられた。この年には、米、日、英など二二か国の在外公館の教育処が中国国内で開催された学術会議への参加費を補助し、九三人の一時帰国に対する資金援助を行った。九七年には「春暉計画の実施暫定方法の発布および一九九七年の資金援助方法に関する通知」が国家教育委員会によって出され、これ以後、同計画は継続的に実施されるようになった。例えば、一九九八年には「春暉計画」により四二三人が帰国したが、その具体的活動の例には次のようなものがある。教育部、国家環境保護総局、国家自然科学基金委員会、中国工程院、重慶市政府が共同で推進することになった「重慶市環境保護・処理プログラム」には、米、英、日、独、仏などに留学中の者と清華大学、同済大学、華中理工大学に勤務している留学帰国者三六人が参加し、重慶市の関係機関との間で一九九の共同研究プロジェクトを開始した。また、シリコンバレーやシアトル・ポートル

ンド地区から帰国した一三人のアメリカでの博士号取得者が瀋陽、大連、上海、蘇州で、コンピュータ情報技術、医学・生物技術、新材料、化学、環境保護に関して当該地の企業家との交流を行い、六〇項目近くの協力協定を結んだ。一九九九年には「春暉計画」によって五一二人、二〇〇〇年には四四六人が一時帰国した。二〇〇三年にはSARSが猛威をふるったが、その予防と治療活動に参加するために帰国した七名も「春暉計画」によるものであった。外国への留学生者が留学による成果を用いて個々別々に国に奉仕するのではなく、集団として拠点方式で奉仕する方法もとられるようになった。具体的には、西部開発事業に役立つプログラムへ参加したり、「北京科学技術ウィーク」「海外留学生者遼寧創業ウィーク」「留学人員広州科学・技術交流会」といった催しを通じて、留学中に取得した特許や研究成果を携えて帰国し奉仕する活動が組織されたりするのである。

この他、帰国留学生がハイテク分野などで起業する便宜を図るために「留学人員創業園」と称する拠点が北京、上海、広州、蘇州などに創られたのも帰国促進策であった。北京市には二〇〇六年の時点で一七の「留学人員創業園」が設置され、二千人余りの海外留学経験者を惹きつけ、創業した企業は一五〇〇社を数え、資本金総額は四〇億元(約六〇〇億円)にのぼる。そうした拠点の一つであり、

二〇〇二年九月に開設された北京大学留学人員創業園は、北京大学と同大所在地の中関村管理委員会とが共同設置した起業のためのインキュベーター基地である。同園は大学や研究機関の研究・開発、中小規模のハイテク産業、留学帰国者を結びつけ、創業する場を提供することを趣旨とする。ここで起業を試みる会社に対しては、当初三年間は所得税の徴収を免除し、続く三年間も通常の半分に相当する七・五%の比率での税徴収を行う優遇措置がとられた。また、同園内の企業に関わる帰国留学生の配偶者や子女の北京戸籍取得、住宅購入や北京大学附属学校への優先入学など、種々の特典が与えられた。

#### 四 外国人留学生の受け入れ政策

中国人の海外留学の一方で、中国へ留学する外国人も増えている。各種の外国人留学生を見れば、二〇〇八年には一八九か国からの二二万三四九九人が中国で学んでおり、受け入れ数においてわが国（二〇〇八年現在で一二万三八二九人）をはるかに凌駕している。この数は一〇年前の一九九七年の四万三七二二人に比べて五・一倍の伸びであり、近年の中国政府の留学生受け入れに対する積極性を反映している。積極性という点では、わが国の「留学生三十万人計画」を大幅に上回る五十万人を二〇二〇年までに受

けられるという「留学中国」計画が二〇〇九年一〇月八日の中国国際教育年会に際して明らかにされた。なお、二〇〇七年の外国人留学生について見れば、一四万四一六三人が半年以上の「長期留学生」であり、五万一三四〇人が半年以下の「短期留学生」と分類されている。留学資金の出所別では、中国政府の奨学金の受給者が全体の五・一九%に当たる一万一五一一人であり、私費生は九四・八一%に当たる一八万五三三二人である。また教育段階別の内訳は、学歴取得を目的とする者が六万八二一三人（三四・八九%）、そのうち専科および学士課程五万七三六七人、修士課程七六二八人、博士課程三二一八人であり、一方学歴取得を目指さない者が一二万七二九〇人（六五・一一%）である。

中国を訪れる外国人留学生の数に関して、一九九九年までは日本人留学生が首位の座を維持していたが、翌二〇〇〇年に韓国にその座を譲って以降、日本はほぼ横ばい状態であるのに対して、図3に示すように、韓国人留学生は急激に右肩上がりが増加してきている。また、二〇〇八年に日本（一二万六七三三人）はアメリカ（二万九九一四人）にも抜かれ、第三位になった。中国への留学生の国別人数に関する二〇〇七年の時点での上位一〇か国は、韓国（六万四四八一人）、日本（二万八六四〇人）、アメリカ（二万四七五八人）、ベトナム（九七〇二人）、タイ（七三〇六人）、

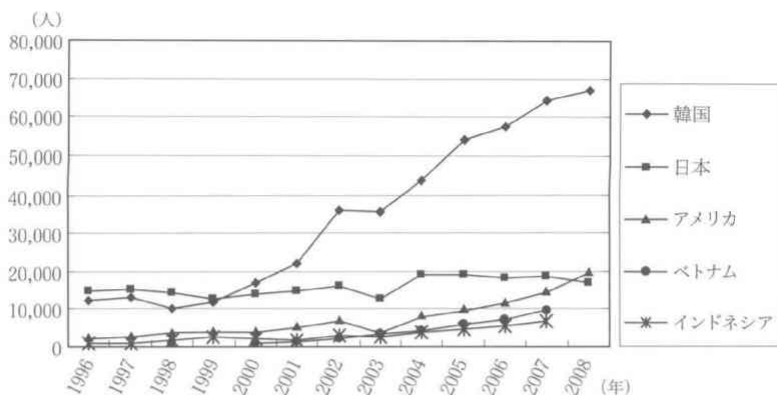


図3 中国への外国人留学生の出身国別人数の推移 (上位5か国)

出所：図1に同じ。

ロシア(七二六一人)、インド(七一九〇人)、インドネシア(六五九〇人)、フランス(四六九八人)、パキスタン(四四五〇人)の順であり、近四、五年におけるパキスタン、インドからの留学生の急増が目立っている。ベトナムは二〇〇〇年に六四七人であったものが、年々増加しており、逆にインドネシアは二〇〇〇年には韓、日、米に次いで第四位の一九四七人であったが、近年のインド、タイ、ロシアなどの急増により二〇〇七年には第八位に後退した。

こうした留学生の受け入れに関連して、中台関係には是非触れておきたい。中国の大学が受け入れた台湾の学生は一九九〇年の時点で三一五人であり、以後、九一年八〇人、九二年七六六人、九三年一〇〇〇人、九四年一二〇〇人、九五三年三五〇人と九〇年代前半の漸増を経て、九〇年代後半からは増減を繰り返しながら、二〇〇七年の受け入れ数が二二三五人を数える。二〇〇七年に受け入れられた学生の教育段階別の内訳は、博士課程五三三人、修士課程七六〇人、学士課程六二一人、予科生一二九人、編入生一九三人である。二〇〇四年には中国国内の二十数大学が台湾の大学との間に交流協定を締結するなど、交流は拡大している。また、二〇〇五年から台湾の学生は他国からの留学生と違って、ドル建てではなく、大陸の学生と同額の授業料となるなど、経費面での優遇を受けている。台湾から大

陸への留学に関して、台湾当局は一九九七年一〇月二二日の「大陸地区の学歴の審査および認定規則」の公布以前には、大陸で取得した学歴・資格を一切認めていなかった。同規則により、教育部が認定した七三大学についてのみ、卒業資格などが認められたのである。一方、大陸からの学生の台湾への受け入れについては、質・数量ともに制限があり、奨学金の無支給、在学中の就労禁止、公務員試験の受験禁止などの条件付きとはいえ、馬英九總統の下で、二〇一〇年から開放政策が正式に導入されようとしている。台湾からはすでに二千人を超える学生が毎年大陸の大学に入っており、今後大陸からの学生が逆にいかなる動きを見せるかが注目に値するところである。

文革の影響による中断を経て、中国が外国人留學生の受け入れを再開したのは一九七三年であり、改革開放政策が始まった七八年末までに受け入れたのは二四九八人であった。一九七九年一月八日と九日に教育部、外交部など関連省庁が北京で開催した外国人留學生工作に関する会議では、「外国人留學生の受け入れは友好国のために人材を養成するばかりでなく、中国人民と各国人民との間の理解と友好を増進するものでなくてはならない」との認識が示された。翌八〇年に教育部は「中華人民共和国教育部の外国人留學生が中国の高等教育機関に入学し学習することに關する規定」を制定し、外国人留學生の種類、入学要件、

受け入れ方法、学籍管理方法、資格証書、必要経費などについて明らかにした。

受け入れに対する認識として、一九八四年の外国人留學生工作會議で報告を行った何東昌教育部長は、アメリカの三十数万人を筆頭に、ルーマニアでも八万人、エジプトも一万五〇〇〇人を受け入れており、その重点は第三世界であるが、中国は建国後の三五年間によく一万五〇〇〇人を受け入れ、この時点では二五九三人の外国人留學生が学んでいるだけというのは、中国の「国際的地位や声望と不釣り合い」と述べていたのである。

一九八五年二月には、教育部が「外国人留學生に対する奨学金支給および私費留學生からの経費徴収基準に関する規定」を公表し、外国人留學生に対して支給される奨学金の専攻別、地域別の額および各種手当ての支給基準が公表された。奨学金および各種の手当てを合計すると、当時は外国人留學生一人当たり毎年六〇〇〇〇元の経費が投入されていた。一方、中国を訪れる外国人私費留學生からは教育段階および専攻分野別に授業料がドル建てで徴収されることになった。同じく八五年の一〇月には国家教育委員会が「外国人留學生の来華學習の関連規定」を公布し、留學生の種類として、本科大学生、碩士（修士）研究生、博士研究生、普通進修生、高級進修生の五種類が設けられ、訪中後、一〜二年間は基礎中国語を学び、中国語能力が所定

のレベルに達した後に各専攻に入つて学習するものとされた。<sup>④</sup>

外国人留學生の受け入れが順風満帆であつたわけではない。一九八八年一月二四日、河海大学でアフリカ人留學生と中国人留學生との間で衝突が発生した。<sup>⑤</sup>一九八九年四月にも、いくつかの地方の大学で騒動が発生し、国家教育委員会は留學生教育の正常化と生活秩序の維持に努めた。とりわけ天安門事件は留學生の受け入れにとつても衝撃であり、一九八九年七月には「來華留學生工作をしつかり行うことに関する通知」が出された。この年が卒業年次の留學生は基本的にすべて予定どおり卒業し、卒業前に帰国した留學生の九〇%以上が大学に戻つて学習を継続し、新しい留學生は予定の八一%を受け入れたとされた。<sup>⑥</sup>

この八九年には發展途上国の人材養成に協力する措置としてパキスタンから受け入れた博士課程の留學生のために英語で授業を行うことが始まつた。留學生受け入れの方針として大学院生やこれと同等のレベルの者をより多く受け入れることとされ、外国語（主として英語）による授業の専門クラスが設けられることになつた。<sup>⑦</sup>一九九〇年にはアフリカ諸国への重点対策が講じられ、国家教育委員会の代表団がアフリカ各国を訪問し、一方、ベニン、ブルンジ、カメルーンなど八か国の留學生派遣業務に携わる官僚を招聘して、中国留學に対する理解の増進を図る活動が展開され

た。清華大学、北京大学、東南大学、浙江農業大学、無錫輕工業学院では外国語（主として英語）による外国人留學生のための特別コースが設けられ、学位取得を目指す二五人が受け入れられた。<sup>⑧</sup>

今や留學生の送り出し国から受け入れ国へと徐々に、しかし確実に変貌しつつある中国は、外国人留學生の受け入れに關して、受け入れ大学による留學生の選抜自主権を認め、学外での管理については「社会化」、つまりアウトソーシングすることを目指すとともに、留學生管理の法制化を進めた。加えて、留學生招致のために各種の奨学金を提供している。先に触れたように二〇〇七年の実績では、各国との教育交流協定に基づき一七二か国に対して中国政府奨学金を給付しており、一人余りに奨学金を給付したが、一九九四年からは国費奨学金が一種類という状況を改め、「優秀生奨学金」「外国人漢語教師短期研修奨学金」「HSK優秀者奨学金」「中華文化研究奨学金」「發展途上国知力援助奨学金」「特別奨学金」「外国青年中国語教師奨学金」といった各種のテーマ別奨学金が設けられている。<sup>⑨</sup>これらテーマ別の奨学金の受給者数は一九九六年六八人、一九九七年一一二人、一九九八年一五二人、一九九九年一四〇人、二〇〇四年二〇二人などである。<sup>⑩</sup>また、北京、上海、天津、重慶、雲南、湖北、江西、内蒙古の各地方政府も独自に総額七千万元の奨学金を設けており、一部の大学

も独自の奨学金を給付している。給付額は中国政府奨学金と同額である。その他、国家開発銀行、華為技術有限公司、中国石油天然ガス集团公司、路橋公司も外国人留学生用の奨学金を設けている。<sup>(67)</sup>

さらに、留学生受け入れの強化策としては、入国手続きの簡素化が図られるとともに、二〇〇一年一月三十一日には「高等教育機関外国人留学生受け入れ規定」が公布された。また、海外で中国留学説明会が開催され、留学生招致活動も展開されている。<sup>(68)</sup>

## 五 高等教育高度化戦略に直結した留学政策

国内の大学院整備につれて、派遣対象者の学歴が上昇していったことはすでに述べたとおりであるが、「公費留学人員が国の現代化建設事業のためにいっそう大きな役割を果たすことを保証するため」一九九五年に設けられた国家留学基金会は、公費留学の在り方を変えた。同年四月一日に公布された「国家留学基金による外国留学人員の選抜に關する略則」<sup>(69)</sup>が定める派遣者の範疇には、高級訪問学者と訪問学者Ⅰおよび同Ⅱの三種類があり、いずれもすでに自立した研究者である。同基金会は設立以降の一〇年間で二万二〇三一人を海外に派遣したが、そのうち一万八〇九八

人はすでに帰国している。同基金会による公費留学管理の原則は、上述した一二文字の方針に基づき、「(留学者)個人が申請し、専門家による審査を通じて、平等に競争し、優秀な者を選んで採用し、契約を結んで派遣し、違約した場合には賠償させる」というものである。基金会の管轄の下で、公費派遣の規模は年々拡大する一方、帰国率も次第に上昇している。一九九七年に九二・二五%であった帰国率は二〇〇五年には九八%に上がり、この間の平均帰国率は九七・二%である。<sup>(70)</sup>

二〇〇五年の派遣者を見ると、その大部分が各専門学問分野をリードする人々や国家レベルの研究プロジェクトを主宰した経験のある人々であった。修士学位の保持者は全体の八三・五五%を占め、博士学位取得者も五四・二九%と高率であり、教授・副教授が全体の七五%を占めた。<sup>(71)</sup> 留学基金会はまた世界の著名大学と協定を結んでいるが、これは「三つの一流」、つまり「一流の学生を、一流の大学に送り、一流の指導教員に師事させる」という考えに基づくものであり、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学やハーバード大学などと大学院生・ポスドクフェローの共同養成プログラムを創設している。<sup>(72)</sup> さらに、諸外国との学歴・学位の相互承認に關して、一九八八年のスリランカを皮切りに、中国は二〇〇四年までに限ってもドイツ、イギリス、フランス、オーストラリアを含む二〇か国と協定を

結んできた。欧米先進諸国との協定が相次いで結ばれるようになったことは、これらの国々が中国の高等教育を同レベルと認めるようになったことを示している。

留学派遣者の選抜に際しては、優先的に派遣する七つの学問分野（百三十余りの専攻に及ぶ）が確定されている。

それらの分野とは、(1)通信情報技術、(2)農業ハイテク技術、(3)生命科学および人口・健康、(4)材料科学および新材料、(5)エネルギーおよび環境、(6)エンジニアリング、(7)応用社会学およびWTO関連領域である。こうした優先分野が定められたことにより、留学基金会の資金援助を受けて出国した者の七〇%がこれら七分野に集中している。中国の宇宙ロケット神舟五号、神舟六号開発の中心メンバーも基金会の資金で留学した。その他に、「WTO加盟後の金融業界の人材養成プログラム」「西部地区人材養成特別プログラム」「青年中堅教師出国研修プログラム」といった個別の優先派遣対象プログラムや、優秀な大学教員確保のためのプログラムが設けられている。

例えば、二〇〇一年には「二一世紀に向けての教育振興行動計画」実施の一環として、重点大学の系主任や実験室の中堅教員を留学させるプログラムが実施され、専門家による審査を経て六八七人が合格し、そのうち一三〇人が年度内に出国した。高級研究人員の選抜・派遣と中国が推し進める世界のトップクラスの大学建設や重点専門学問領域

の充実とを結びつける試みである。また、博士生指導教員や基礎課程担当教員を対象を絞った海外研修プログラムも実施され、後者については毎年一五〇人ずつ五年間派遣することにより、将来のバイリンガル教育担当人材の養成が図られている。「西部人材養成特別プログラム」は二〇〇二年に正式に始まり、西部七省・自治区と協定を締結し、専ら西部開発に焦点を絞った留学生派遣が行われるようになった。次いで二〇〇三年にも、やはり西部地区の開発と留学とを結びつけ、西部一三省・自治区・直轄市および新疆ウイグル自治区の建設兵団のための人材を留学を通じて養成するプログラムが開始された。さらにこの年には国による公費派遣留学生の留学先での奨学金の基準の引き上げが行われ、留学生の待遇改善が図られた。

二〇〇五年、二〇〇六年の公費による留学生派遣計画の理念は、「規模を拡大し、教育段階を引き上げ、重点を保証し、実効性を増強する」というものであった。さらに、二〇〇七年には「国家建設高水準大学の公費派遣大学院生プログラム」が設けられ、同年から二〇一一年までの五年間、国内の一流大学から毎年五千人の優秀な学生を選抜し、海外の一流の大学、専攻、指導教員のところへ派遣することになり、二〇〇七年には三九五二人が海外へ派遣された。近年の公費留学は国内の高等教育の高度化ないし高レベル人材の確保という目標に絞り、それに直結した具体



的で組織的、系統的な施策が講じられていると言える。必要な財源の手当も用途を特定した上で確実に行われている。まさしく遠い将来を見据えた人材育成戦略、とりわけ高等教育高度化戦略に直結した留学政策の展開を見て取ることができるのである。

## 注

- 〈1〉建国前後の留学状況については大塚豊『現代中国高等教育の成立』玉川大学出版部、一九九六年の第六章「社会主義的教師陣の形成」、建国後の留学生政策および留学生の移動を概観したものと、大塚豊「中国の留学政策と日中教育交流」権藤與志夫編『世界の留学——現状と課題』東信堂、一九九一年、三六一—五〇頁を参照されたい。
- 〈2〉「教育部公布二〇〇八年度各類留学人員狀況統計結果」(中国教育部ホームページ) <http://www.moe.edu.cn/edocs/website18/67/info1242963391971267.htm>
- 〈3〉「派出国和畢業回国留學生人數」『中国教育統計年鑑』一九九一・九二年版、人民教育出版社、一九九二年、一六頁。
- 〈4〉韋鈺「出国留学工作二十年——紀念鄧小平同志關於擴大派遣留學人員講話二〇周年」『中国教育報』一九九八年六月二三日。
- 〈5〉「關於增選出國留學生的通知」何東昌編『中華人民共和國重要教育文獻一九七六—一九九〇』海南出版社、一九九八年、一六二—四一—一六二—五頁。
- 〈6〉『中国教育年鑑』一九四九—八一年版、六六七頁。
- 〈7〉同右。
- 〈8〉「一九七八—二〇〇六年全國研究生錄取情況統計(不含解放軍系統招生)」教育部高校學生司編『十五〇期間研究生招生』北京師範大學出版社、二〇〇六年、三八—一頁。
- 〈9〉「中共中央、國務院關於改進和加強出國留學人員工作若干問題的通知」<http://vip.chinalawinfo.com/newlaw/2002/slc/slc.asp?dl=chl&cl=38494>
- 〈10〉「關於出國留學人員工作的若干暫行規定」『中国教育年鑑』一九八五—八六年版、七六一—七七頁。
- 〈11〉「關於認真貫徹中央關於出國留學人員工作的方針的通告」『中国教育年鑑』一九八八年版、三八六一—三八七頁。
- 〈12〉教育部高校學生司編、前掲書、三八—一頁。
- 〈13〉「關於鑑定出國留學協議書的通知」『中国教育年鑑』一九八八年版、二八七頁。
- 〈14〉「我國派遣留學人員政策不變」『中国教育報』一九八九年七月一五日。
- 〈15〉「中國留學人員政策不會改變」『人民日報(海外版)』一九八九年七月二七日。
- 〈16〉『中国教育年鑑』一九九〇年版、三八二—三八三頁。
- なお、在米中国人留學生の帰国延期を盛り込んだ法案に対して、米中間係の不要な悪化を懸念した大統領は拒否権を

発動した。

- 〈17〉「一九七八～二〇〇三出国留学工作大事記」<http://gaige.rehnet.cn/v2008/01/16/1420801.htm>
- 〈18〉「國務院批転教育部等七單位『關於自費出國留學的請示』」何東昌編、前掲書、一八九一～一九八二頁。
- 〈19〉陳昌貴「一九七八～二〇〇六——我國出國留學政策的演變與未來走向」『高教探索』二〇〇七年第五期、三〇頁。
- 〈20〉「國務院批転教育部、公安部、外交部、勞動人事部門的『自費出國留學的規定』的通知」<http://www.chinaacc.com/new/63/73/128/2006/2/su880220435162200216600-0.htm>
- 〈21〉「國務院關於自費出國留學的暫行規定」何東昌編、前掲書、一二四七頁。
- 〈22〉「關於具有大學和大學以上學歷人員自費出國留學的補充規定」『中國教育年鑑』一九九一年版、三八七頁。
- 〈23〉「關於自費出國留學有關問題的通知」『中國教育年鑑』一九九四年版、三四〇頁。
- 〈24〉「對執行『關於自費出國留學有關問題的通知』的說明」<http://www.edu.cn/20041201/3122934.shtml>
- 〈25〉『中國教育年鑑』一九九五年版、二八三頁。
- 〈26〉同右、二八四頁。
- 〈27〉「自費留學取消培養費」[http://www.ycwb.com/gb/content/2003-08/28/content\\_572679.htm](http://www.ycwb.com/gb/content/2003-08/28/content_572679.htm)。國務院が公布した「行政許可項目を取り消しに關する決定」（原語は「關於取消第一批行政審批項目決定」の一環として廃止された一八項目の經費徵收のうちの一）に「私費留學生の高等教育

經費」が含まれた。

- 〈28〉『中國教育年鑑』二〇〇六年版、三三六頁。
- 〈29〉『中國教育年鑑』一九八八年版、三九一～三九二頁。
- 〈30〉『中國教育年鑑』一九九〇年版、三八五頁。
- 〈31〉同右、三八二～三八三頁。
- 〈32〉「五千海歸國中閔村放飛創業夢想」『北京青年報』二〇〇四年一〇月二六日、<http://www.china.com.cn/chinese/ChineseCommunity/689951.htm>
- 〈33〉『中國教育年鑑』一九九三年版、二九二～二九三頁。
- 〈34〉『中國教育年鑑』一九九一年版、三八九頁。
- 〈35〉『中國教育年鑑』一九九三年版、二九二～二九三頁。
- 〈36〉「教育部留學回國人員科研啓動基金管理規定」<http://www.csc.edu.cn/gb/readarticle/readarticle.asp?articleid=1529>
- 〈37〉『中國教育年鑑』一九九四年版～二〇〇六年版の当該記述による。
- 〈38〉『中國教育年鑑』一九九七年版、二九三～二九四頁。
- 〈39〉『中國教育年鑑』一九九九年版、三八二～三八三頁。
- 〈40〉『中國教育年鑑』二〇〇〇年版、三〇六～三〇七頁。
- 〈41〉『中國教育年鑑』二〇〇一年版、二八一頁。
- 〈42〉『中國教育年鑑』二〇〇四年版、三三六～三三七頁。
- 〈43〉『中國教育年鑑』二〇〇三年版、三四三頁。
- 〈44〉「中國海外留學人員及國際科技項目交流會成果顯著」<http://www.hsm.com.cn/news/2006/0531/68/30564.shtml>
- 〈45〉「來華留學工作整體概況」（中國教育部ホームページ）<http://www.moe.edu.cn/edoms/website/18/73/info/124297110626>

- 〈46〉「三〇年間来華留學人数増長一七〇倍」『中国青年報』二〇〇九年一〇月一九日。  
 〈47〉『中国教育年鑑』二〇〇八年版、四五六一四五七頁。  
 〈48〉前掲、「来華留學工作整體概況」。  
 〈49〉『中国教育年鑑』一九九一年版、四〇〇頁。  
 〈50〉『中国教育年鑑』一九九二〜一九九六年および二〇〇八年の各年版の当該記述による。  
 〈51〉『中国教育年鑑』二〇〇八年版、四六二頁。  
 〈52〉『中国教育年鑑』二〇〇五年版、四七二頁。  
 〈53〉『中国教育年鑑』二〇〇六年版、三四三頁。  
 〈54〉「大陸地区學歷檢覈及採認弁法」教育部編刊『2008高等教育法令選輯』二〇〇八年二月、二三〇―二三三頁。未認可大学の他、認可校であっても通信教育や遠隔教育、独学試験を通じての資格取得、名誉博士号などは審査対象外である。  
 〈55〉「七十三所大陸重点高等学校認可名单」<http://www.twsu.org/thread-1654-1-1.html>  
 〈56〉「開創外國留學生工作的新局面——何東昌同志在外国留學生工作會議上的報告」何東昌編、前掲書、二二三七頁。  
 〈57〉「中華人民共和國教育部關於外國留學生入中國高等院學校學習的規定」『中国教育年鑑』一九四九〜八一年版、六六八頁。  
 〈58〉「開創外國留學生工作的新局面——何東昌同志在外国留學生工作會議上的報告」何東昌編、前掲書、二二三九頁。  
 〈59〉「中華人民共和國教育部關於調整對外國留學生發放獎學金和自費生取費標準的規定」『中国教育年鑑』一九八二〜八四年版、三〇三頁。例えば、私費留學生一人当たりの年間授業料は、文系の学部生二二〇〇ドル、修士一六〇〇ドル、博士二五〇〇ドル、理工農医学系は学部生一六〇〇ドル、修士二五〇〇ドル、博士四〇〇〇ドルなどであった。  
 〈60〉「外國留學生來華學習的有關規定」『中国教育年鑑』一九八五〜八六年版、七八頁。  
 〈61〉『中国教育年鑑』一九九〇年版、三八五頁。  
 〈62〉「關於做好來華留學生工作的通知」『中国教育年鑑』一九九〇年版、三八五頁。  
 〈63〉同右。  
 〈64〉『中国教育年鑑』一九九一年版、三九〇頁。  
 〈65〉『中国教育年鑑』一九九四年版、三四〇―三四二頁。  
 〈66〉『中国教育年鑑』一九九七〜二〇〇〇年版および二〇〇五年版の当該記述による。  
 〈67〉『中国教育年鑑』二〇〇八年版、四五七頁。  
 〈68〉『中国教育年鑑』二〇〇一年版、二八三頁。第一回は一九九九年に日本で、第二回は二〇〇〇年に韓国でというように、派遣数の多い国で留学説明会が開かれている。  
 〈69〉「國家留學基金資助出國留學人員選拔簡章」『中国教育年鑑』一九九五年五月五日。

- 〈70〉「公派出国留学生九七%回国」『人民日报（海外版）』二〇〇六年五月三十一日。
- 〈71〉同右。
- 〈72〉「七成公派留学人员集中在通信等七大领域」[http://hr.cyol.com/content/2006-05/31/content\\_1401421.htm](http://hr.cyol.com/content/2006-05/31/content_1401421.htm)
- 〈73〉「中国簽定的国家間相互承認学位、學歷和文憑的双边協議清單」<http://www.jsj.edu.cn/ningdan/003.html>
- 〈74〉「中国創新公派出国留学機制」『人民日报（海外版）』二〇〇六年六月二十二日。
- 〈75〉『中国教育年鑑』二〇〇二年版、三三三七頁。
- 〈76〉『中国教育年鑑』二〇〇三年版、三四三頁。
- 〈77〉『中国教育年鑑』二〇〇四年版、三三三六頁。
- 〈78〉『中国教育年鑑』二〇〇六年版、三三三六頁および『中国教育年鑑』二〇〇七年版、三四五頁。
- 〈79〉『中国教育年鑑』二〇〇八年版、四五五頁。